

沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成19年8月23日
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第23号）及び沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第22号）に基づく、沖縄県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。